

指名競争入札等参加に際しての留意事項

(趣旨)

第1条 この留意事項は、委託若しくはその他の契約の締結について、東京交通サービス株式会社（以下「当社」という。）が行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「指名競争入札等」という。）に参加する際に守っていただく事項を定めたものです。

(資格確認及び指名の取消し)

第2条 指名競争入札等に参加する資格があると確認された登録者は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない場合（東京都から業者登録の取り消し又は指名停止の措置を受けている場合を含む。）及び破産者で復権を得ない場合は参加することができないので、これに該当すると判明した場合は速やかにその旨を届け出なければなりません。

2 前項により該当すると判明した登録者に対して行った指名競争入札等参加資格の確認又は参加者の指名は当社において特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消します。

第3条 指名競争入札等に参加する資格があると確認された登録者若しくは参加者に指名され登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認又は指名を取り消します。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に委託若しくはその他請負を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした場合
- (2) 指名競争入札等において、その公正な執行を妨げた場合、若しくは妨げようとした場合
- (3) 又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合
- (4) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった場合

2 前項に規定するほか、資格確認若しくは参加者に指名を受けた登録者又はその代理人、支配人その他の使用人がこの留意事項に違反した場合は、当該資格確認又は指名を取り消すことがあります。

第4条 指名競争入札等に参加する資格があると確認された登録者又は参加者に指名された登録者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認又は指名を取り消すことがあります。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、当社から示された図面、仕様書、内訳書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札をしていただきます。

2 図面、仕様書及び内訳書等に誤記又は脱落があった場合、当該誤記又は脱落が示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができません。

3 第1項の入札は、総価により行います。

ただし、確認通知又は指名通知において単価によることと指示された場合は、それに従ってください。

(入札の辞退)

第6条 指名競争入札等に参加する資格があると確認された場合又は参加者に指名された場合でも、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 資格確認又は指名を受けた場合で入札を辞退するときは、次のように行います。

- (1) 入札前の場合は、その旨の書面を契約担当者に直接持参していただくか、郵便又は信書便等で送付してください。
- (2) 入札中の場合は、その旨を入札書に記載し入札を行ってください。ただし、別に指示がある場合は、それに従ってください。
- (3) 入札を辞退した登録者が、それを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めください。
- 3 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為は禁止します。
- 4 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示したり、他の入札参加者の入札価格を聞き出す行為は禁止します。

(入札)

第8条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、署名又は記名押印の上、封をして、所定の日時、場所において、当社担当者の指示により、入札を行ってください。ただし、別に指示がある場合はそれに従ってください。

2 入札は、代理人に行わせることができます。

ただし、その代理人は、資格審査申請時及びその後、当社に代理人として届出た場合に限り、ます。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札者は、提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができません。

(開札)

第10条 開札は、入札者の面前において行い、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない社員をして立ち合わせて行います。

(入札の無効)

第11条 次の各号にいずれかに該当した入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたもの。
- (2) 所定の日時までには到着しなかったもの。
- (3) 入札書の記載事項が不明なもの。
- (4) 入札書に署名及び記名押印のいずれもないもの。
- (5) 他人の正常な競争を妨害する等、不正行為のあった者がしたもの。
- (6) 同一事項に対して2通以上の入札をしたもの。

(7) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者によるもの。

(8) 入札に関する条件に違反したもの。

(落札者)

第12条 入札を行った場合には、予定価格以下で、最低価格で入札した者を落札者とします。また最低制限価格を定めたときは、予定価格以下で最低制限価格を下回らない範囲内の最低価格で入札した者を落札者といたします。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、これらの入札者によりくじ引きを行い、落札者を決定いたします。

(再度入札)

第13条 開札時、前条第1項による落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。

2 前項の再度の入札を行っても落札者が決定しないときは、再々度の入札を行うことがあります。

3 前2項に定める再度入札及び再々度入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第11条の事項により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に限ります。

(入札結果の通知)

第14条 開札時、落札者があるときは入札の結果を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。落札者となった者が開札に立ち会わなかった場合は、その者に落札者となった旨を通知します。

(落札決定の取消し)

第15条 落札者と決定された者が第17条の規定による契約の確定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社において特別の理由がある場合を除くほか、当該落札決定を取り消す。

(1) 第2条第1項に定める者に該当したとき。

(2) 第3条各号に定める者であることが判明したとき、第4条に定める事態が発生したとき。

(3) その他著しく信用を失墜する行為があったとき。

(契約書等の作成)

第16条 落札者は、指定された期日までに契約書（契約書の作成を省略する場合は請書）に記名押印し、提出してください。

2 契約書の提出があったときは、当該契約書に記名押印し、その1部を落札者に返付します。

(契約の確定)

第17条 契約書を作成する契約では、当該契約は当社と落札者の双方が記名押印したときに確定します。

(その他)

第18条 この留意事項に記載されていない事項の追加、又は記載事項の内容の変更を行う必要が生じた場合は、別途通知いたします。